

都市・地域総合交通戦略要綱

〔平成21年3月16日
都市・地域整備局長〕

改正 令和7年4月1日
都 市 局 長

第一 目的

この要綱は、進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。

第二 協議会

1. 地方公共団体は、都市・地域総合交通戦略（以下「総合交通戦略」という。）及び都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱第1条の2第1項及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-13-(8)の3に定める地区交通戦略（以下「地区交通戦略」という。）に基づく取組を進めようとする場合、関係機関・団体等から構成される協議会を設置することができる。
2. 協議会は、必要があると認めるときは、利用者、地域住民の代表その他必要な者の意見を聴くことができる。
3. 前項の都市を管轄する地方整備局等は、協議会に対し必要な助言その他の援助を行うものとする。

第三 総合交通戦略及び地区交通戦略の策定

1. 地方公共団体又は協議会（以下「協議会等」という。）は、次の各号に掲げる事項を定めた総合交通戦略及び地区交通戦略の作成を行うことができる。
 - (1) 都市における現状及び課題
 - (2) 都市が目指す将来像
 - (3) 総合交通戦略の区域

- (4) 総合交通戦略の目標
 - (5) 目標達成に必要な施策・事業
 - (6) 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム
 - (7) 推進体制
 - (8) その他必要な事項
2. 協議会等は、前項により策定された総合交通戦略及び地区交通戦略を、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
3. 国土交通大臣は、前項の申請を受けた場合において、総合交通戦略が次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合は、当該総合交通戦略を認定するものとする。
- (1) 戦略に基づく施策・事業に関係する多様な実施主体により策定されていること
 - (2) 戦略の目標が、都市が目指す将来像にふさわしいものであること
 - (3) 必要となる施策・事業が前号の将来像の実現に十分なものであること
 - (4) 実施プログラム、推進体制が適切であること
4. 国土交通大臣は、2項の申請を受けた場合において、地区交通戦略が、前項の要件に加えて、次の要件に該当すると認められる場合は、当該地区交通戦略を認定するものとする。
- 地区交通戦略に係る施策・事業により達成される客観的、定量的な KPI (Key Performance Indicator) として 1) から 7) までに掲げるような地域特性に応じた任意の指標が 1 つ以上設定されていること。
- 1) 区域内の歩行者数
 - 2) 区域内における歩行者の滞在時間
 - 3) 区域内における小売業年間商品販売額その他の生活サービスに関する事業活動の状況を示す指標
 - 4) 駅乗降人員
 - 5) 駅構内及びその周辺における歩行者数
 - 6) 駅構内及びその周辺における歩行者の滞在時間
 - 7) その他、来訪者数や地域への波及効果等のアウトカム指標等、地域特性に応じた地域独自の指標
5. 国土交通大臣は、前項の規定により当該計画の認定をしたときは、協議会等に通知するものとする。

6. 協議会等は、4項に規定する KPI を定めた場合には、その達成状況について、地区交通戦略の最終年度に国土交通大臣に報告するものとする。
7. 国土交通大臣は、前項の報告を受けた場合において、KPI が達成されていない場合など必要と認められる場合は、協議会等に対して助言その他の措置を講じるものとする。

第四 支援措置

1. 国は、協議会等に対して、第三3項または4項により認定した総合交通戦略または地区交通戦略に係る施策・事業に対し、予算措置その他の総合的支援を講じるものとする。